

特別の宅地について

諮問事項① - 2

特別の宅地（法第95条第6項該当地）

（特別の宅地に関する措置）

第九十五条 次に掲げる宅地に対しては、換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。

一～五号及び七号 略

六 公共施設の用に供している宅地

2～5項 略

6 第1項第六号に掲げる宅地については、土地区画整理事業の施行により当該宅地に存する公共施設に代わるべき公共施設が設置され、その結果、当該公共施設が廃止される場合その他特別の事情のある場合においては、換地計画において、当該宅地について換地を定め
ないことができる。



現況が私道等の土地について、そのまま公道となった場合、またはその私道の代わりに道路が設けられたことにより私道が不要となった場合等は、私道分の宅地について換地を交付しないで、金銭により清算することができる。

●平成6年8月11日の審議会において諮問をし、同意を得ている特別の宅地のうち

①該当のままとする宅地 別紙「資料①」に記載されている、175筆

②変更し非該当とする宅地 別紙「資料②」に記載されている、30筆